

#### 返戻金に関する事項

- ・当紹介所は、次の返戻金制度を設けています。

「当事業所が紹介した求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき事由※により退職に至った場合、採用日から1ヶ月以内に限り、第1項に定める対価の50%を返却するものとする。

※専ら丙の責めに帰すべき事由とは、会社備品の無断持ち出し等の犯罪、経歴詐称や無断欠勤等の懲戒解雇事由に該当する場合や、著しい低能力のため業務に堪えず普通解雇に該当する場合等を指す。」